

議員発案第2号

三条市議会会議規則の一部改正について

三条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成21年3月18日 提出

提 出 者 議会運営委員会

委 員 長 梶 勉

記

附則の次に次の別表を加える。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 三条市議会会議規則の一部を改正する規則

三条市議会会議規則（平成 17 年三条市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 7 章 議員の派遣（第 158 条）

を

第 8 章 補則（第 159 条）

」

「

第 7 章 協議又は調整を行うための場（第 158 条）

に改める。

第 8 章 議員の派遣（第 159 条）

第 9 章 補則（第 160 条）

」

第 159 条を第 160 条とする。

第 8 章を第 9 章とする。

第 7 章中第 158 条の見出しを削り、同条を第 159 条とする。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

### 第 7 章 協議又は調整を行うための場

第 158 条 法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、その名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

## 議員発案第2号参考

### 三条市議会会議規則（抜粋）

#### 目次

#### 第7章 議員の派遣（第158条）

#### 第8章 補則（第159条）

##### 第7章 議員の派遣

##### （議員の派遣）

第158条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

##### 第8章 補則

##### （会議規則の疑義に対する措置）

第159条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。